

浦安市規則第11号

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則（平成18年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項第1号ただし書中「キまで」を「クまで」に改め、同号ウ中「準工業地域以外においては、」を「当代島二丁目、北栄四丁目、舞浜及び舞浜三丁目の準工業地域においては当該開発地の面積の15パーセント以上とし、準工業地域以外においては」に改める。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。